

平成 15 年 9 月 17 日

第 13 期 貸借対照表・損益計算書

福井県坂井郡丸岡町東陽二丁目 97 番地

ゲンキー株式会社

代表取締役社長 藤永 賢一

貸借対照表

(平成 15 年 6 月 20 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,675,673	流 動 負 債	3,030,876
現 金 及 び 預 金	835,066	支 払 手 形	569,557
売 掛 金	6,040	買 掛 金	1,246,794
商 品	1,667,466	短 期 借 入 金	250,000
貯 蔵 品	5,680	一 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	446,120
前 払 費 用	28,607	未 払 金	295,141
繰 延 税 金 資 産	52,709	未 払 法 人 税 等	146,500
未 収 入 金	69,638	賞 与 引 当 金	63,295
そ の 他	10,463	そ の 他	13,466
固 定 資 産	2,972,620	固 定 負 債	1,181,782
有 形 固 定 資 産	2,052,537	長 期 借 入 金	1,125,796
建 物	1,280,288	退 職 給 付 引 当 金	8,467
構 築 物	139,126	預 り 保 証 金	47,518
車 両 運 搬 具	632		
器 具 備 品	32,483		
土 地	501,833		
建 設 仮 勘 定	98,172		
無 形 固 定 資 産	3,559	負 債 合 計	4,212,658
電 話 加 入 権	3,018	資 本 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	541	資 本 金	462,950
投 資 そ の 他 の 資 産	916,522	資 本 剰 余 金	266,604
投 資 有 価 証 券	14,214	資 本 準 備 金	266,604
子 会 社 株 式	10,000	利 益 剰 余 金	709,526
出 資 金	79	利 益 準 備 金	8,420
長 期 前 払 費 用	18,385	任 意 積 立 金	330,000
繰 延 税 金 資 産	23,531	別 途 積 立 金	330,000
差 入 保 証 金	807,649	当 期 未 処 分 利 益	371,105
店 舗 賃 借 仮 勘 定	14,072	株 式 等 評 価 差 額 金	△3,445
そ の 他	28,590	資 本 合 計	1,435,634
資 産 合 計	5,648,293	負 債 ・ 資 本 合 計	5,648,293

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

〔平成14年6月21日から  
平成15年6月20日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		13,234,025
売上高	13,234,025	
営業費用		12,874,752
売上原価	10,557,359	
販売費及び一般管理費	2,317,393	
営業利益		359,273
営業外損益		
営業外収益		198,005
受取利息及び配当金	379	
貸料収入	124,608	
受取手数料	47,961	
その他	25,055	
営業外費用		161,042
支払利息	35,812	
賃借費用	104,526	
その他	20,703	
経常利益		396,236
特別損益の部		
特別損失		497
固定資産除却損	497	
税引前当期純利益		395,739
法人税、住民税及び事業税		196,962
法人税等調整額		△16,398
当期純利益		215,174
前期繰越利益		155,930
当期未処分利益		371,105

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
  - ① 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ② 時価のないもの……………移動平均法による原価法

### 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商 品……………売価還元法による原価法
- (2) 貯 蔵 品……………最終仕入原価法

### 4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定率法  
平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）および事業用定期借地権契約による借地上の建物については定額法  
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物	13～31 年
構 築 物	10～15 年
- (2) 無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては利用可能期間（5 年）に基づく定額法

### 5. 繰延資産の処理方法

#### 新株発行費

支出時に全額費用として処理しております。

なお、平成 15 年 6 月 10 日に実施した有償一般募集による新株式発行（600 株）は、引受証券会社が引受価額（187,000 円）で買取引受を行い、当該引受価額とは異なる発行価格（200,000 円）で一般投資家に販売するスプレッド方式によっております。

スプレッド方式では発行価格と引受価額との差額の総額 7,800 千円が事実上の引受手数料であり、この差額は、引受価額と同一の発行価格で一般投資家に販売する方式（従来の方式）であれば、新株発行費として処理されるものであります。このため、従来の方式によった場合に比べ、資本金および資本準備金の合計額と、新株発行費がそれぞれ 7,800 千円少なく計上され、また経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ同額多く計上されております。

### 6. 重要な引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務見込額および年金資産残高に基づき計上しております。

### 7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 8. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表の注記

1. 子会社に対する金銭債権債務		
短期金銭債権		22,083 千円
短期金銭債務		26,900 千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		489,323 千円
3. 担保に供している資産	現金及び預金	95,256 千円
	建    物	1,031,414 千円
	構    築    物	119,925 千円
	土    地	501,833 千円
	差入保証金	177,243 千円
4. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として店舗用サイン看板、店舗用什器備品、コンピュータ機器およびソフトウェア等があります。		
5. 旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権残高、新株引受権の行使により発行すべき株式の内容および行使価額		
発行する株式の内容		普通株式
新株引受権の残高		41,550 千円
株式の行使価額		150,000 円

損益計算書の注記

1. 子会社との取引高	販売費及び一般管理費	273,480 千円
	営業取引以外の取引高	91,430 千円
2. 1 株当たり当期純利益		48,064 円 35 銭

退職給付会計関係の注記

- 採用している退職給付制度の概要  
当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度および退職一時金制度を設けております。
- 退職給付債務に関する事項(平成 15 年 6 月 20 日現在)

(1) 退職給付債務	△29,184 千円
(2) 年金資産	20,717 千円
(3) 退職給付引当金	△ 8,467 千円

(注) 退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
- 退職給付費用に関する事項(自平成 14 年 6 月 21 日 至平成 15 年 6 月 20 日)

勤務費用	10,937 千円
------	-----------

税効果会計関係の注記

- 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動)

棚卸資産	15,333 千円
賞与引当金	20,707 千円
未払事業税	11,740 千円
未払社会保険料	2,877 千円
未払租税公課	2,051 千円
繰延税金資産計	<u>52,709 千円</u>

繰延税金資産（固定）

減価償却費	12,729 千円
投資有価証券評価損	5,070 千円
退職給付引当金	2,990 千円
株式等評価差額金	2,335 千円
その他	406 千円
繰延税金資産計	<u>23,531 千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	41.7%
(調整)	
住民税均等割等	1.2
留保金課税	2.2
税率変更による減額修正	0.2
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>45.6</u>

3. 地方税法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 9 号）が平成 15 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、当期の繰延税金資産の計算（ただし、平成 16 年 6 月 21 日以降解消が見込まれるものに限る。）に使用した実効税率は、前期の 41.7%から 40.4%に変更されました。その結果、繰延税金資産の金額が 783 千円、株式等評価差額金が 77 千円それぞれ減少し、当期に計上された法人税等調整額が 705 千円増加しております。